

熊本県公報

目次

告示	(河川課)	一
廃川敷地の発生	(道路維持課)	一
道路の区域変更	(河川課)	一
"	(河川課)	二
"	(河川課)	二
"	(河川課)	二
道路の供用開始	(河川課)	三
"	(河川課)	三
救急医療機関に関する認定	(医務福祉課)	三
登載依頼	(監査委員)	四
平成十二年度財政的援助団体監査の結果に基づく改善措置の公表	(監査委員)	四
平成十二年度定期監査結果に基づく改善措置の公表	(監査委員)	五
平成十三年度第一次定期監査結果に基づく改善措置の公表	(監査委員)	六
平成十三年度第二次定期監査結果	(監査委員)	七

告示

熊本県告示第七百九十号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び宇城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十三年十月十七日

河川管理者 熊本県

代表者 熊本県知事 潮谷 義子

- 河川の名称
大野川水系大野川
- 廃川敷地が生じた年月日
平成十三年十月十七日
- 廃川敷地の位置
下益城郡松橋町大字浦川内字平立七五六番一地从先から
下益城郡松橋町大字浦川内字大鳥五六六番一地从先まで
- 廃川敷地の面積
二千九百三十・六八平方メートル

熊本県告示第七百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前(メートル)	後(メートル)	
一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	五和線	天草郡五和町大字上野原字柏ノ木 六六四番一地从先から 同 字 六七一番一地从先まで	一一・五 一〇・〇	一一・五 一〇・〇	単道改

二 区域変更する期日 平成十三年十月十七日

熊本県告示第七百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	備考
				幅員延長（メートル）	幅員延長（メートル）	
一般	豊田川尻	熊本市八幡町	一六〇番一地先から	三・四・〇	八・〇	単橋改
県道	停車場線	同 所	一〇五五番一地先まで	八・四	七八・〇	
				後	三〇・五	

二 区域変更する期日 平成十三年十月十七日

熊本県告示第七百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	備考
				幅員延長（メートル）	幅員延長（メートル）	
一般	南田島	鹿本郡植木町大字平井字井手上	一六四四番一地先から	七・八	九三七・〇	交安施
県道	豊田線	同 所	字井手下	九・六	九三七・〇	
				後	一八・八	

二 区域変更する期日 平成十三年十月十七日

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	備考	
			幅員延長（メートル）	幅員延長（メートル）		
主要地方道	錦湯前線	球磨郡湯前町字中園	四六八二番一地先から	四・四	単道改	
同 所	同 字	同 字	四六四八番一地先まで	六・六		
				後	一一・三	

二 区域変更する期日 平成十三年十月十七日

熊本県告示第七百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	備考
				幅員延長（メートル）	幅員延長（メートル）	
一般	南田島	鹿本郡植木町大字平井字井手上	一六四四番一地先から	七・八	九三七・〇	交安施
県道	豊田線	同 所	字井手下	九・六	九三七・〇	
				後	一八・八	

熊本県告示第七百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本 人吉線	人吉市合ノ原町字合ノ原 三三四番六地先から 三野々下 一四八二番四地先まで	七一・〇	緊道整

二 供用開始する期日 平成十三年十月十七日

熊本県告示第七百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁 山鹿線	山鹿市石字前田 一六五番五地先から 同 字 一三二番一地先まで	一六〇・〇	単道改

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

山鹿市石字前田	一三〇番二地先から 同 字 一八八番一地先まで	一二五・〇	"
---------	-------------------------------	-------	---

二 供用開始する期日 平成十三年十月十七日

熊本県告示第七百九十七号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急医療機関に認定したので、同令第二条の規定により告示する。

平成十三年十月十七日

熊本県知事 潮谷 義子

名称	所在地	認定期間
救急医療機関		
熊本脳神経外科病院	熊本市本荘六丁目一番二十一号	平成十三年九月三十日から 平成十六年九月二十九日まで
保田窪整形外科病院	熊本市保田窪五丁目七番二十七号	平成十三年十月九日から 平成十六年十月八日まで
博愛会病院	熊本市紺屋今町四番三号	平成十三年十月九日から 平成十六年十月八日まで
医療法人竹下外科整形 形外科医院	熊本市大江五丁目四番二十四号	平成十三年十一月一日から 平成十六年十月三十一日まで
南熊本病院	熊本市南熊本三丁目七番二十七号	平成十三年十二月十三日から 平成十六年十二月十二日まで
西日本病院	熊本市八反田三丁目二十番一号	平成十三年十二月十三日から 平成十六年十二月十二日まで
緒方脳神経外科医院	熊本市池田一丁目十四番八十二号	平成十三年十二月十三日から 平成十六年十二月十二日まで
医療法人寺尾病院	熊本市小糸山町七百五十九番地	平成十四年一月二十五日から 平成十七年一月二十四日まで
熊本市立熊本市民病院	熊本市湖東一丁目一番六十号	平成十四年三月二十九日から 平成十七年三月二十八日まで

登 載 依 頼

熊本県監査委員公告第十号
 平成十二年八月二日から平成十三年三月九日までの間に実施した財政的援助団体監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法第九十九条第十二項の規定により公表する。
 平成十三年十月十七日

熊本県監査委員
 同 同 同
 松 白 山 児
 島 石 本 玉
 紀 和 秀 文
 男 男 久 雄

宇賀岳病院	下益城郡松橋町松橋千四百五十五番地一	平成十四年一月二十五日から平成十七年一月二十四日まで
国民健康保険松橋町立病院	下益城郡松橋町大字豊福五百五番地	平成十三年十月六日から平成十六年十月五日まで
おおもり病院	下益城郡小川町北新田五番地	平成十四年三月十六日から平成十七年三月十五日まで

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置結果
フィッシャリーナ天草株式会社	平成13年3月6日	経営改善への取り組みがなされているが、累積欠損金（平成11年度末現在、73,122千円）の解消に向けて、なお一層の改善に努めること。	平成12年12月に保管艇増による増収、周辺利便施設の整備に伴う事業拡大による増収、多くの人が利用できるリゾート基地としてのサービス作りを柱とする、「新たな経営戦略」を策定し、福岡方面への営業強化や回航サービスの拡充等を行うとともに、平成13年7月にオープンした松島町立「海の家」の管理運営を受託し、売上の拡大を図っている。今後も、「新たな経営戦略」に基づき、更なる経営の改善に努め、累積欠損金の解消に努める。
財団法人熊本県中小企業振興公社	平成13年1月12日	設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金（平成11年度末現在、266,655千円）の解消に引き続き努めること。	1 未収貸与企業及び保証人に対して、定期的に支払督促の文書を送付することとしている。 2 引き続き職員が未収貸与企業を訪問し、本人及び保証人に対して督促を行い、未収金の解消に努める。 3 必要に応じ、委嘱診断員を派遣し専門的な指導・助言を行うことにより、貸与企業の経営の安定化・健全化を図るなど、未収金発生 の未然防止に努める。
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	平成13年1月19日	生活福祉資金の未収金（平成11年度末現在、443,139千円）の解消に努めること。	県社協において、市町村社協と連携を図りながら、借受人や保証人への督促、また配達証明付内容証明郵便による催告状の送達等の措置を講じ未償還金の解消に努めているところである。未償還累計は平成7年度から平成11年度まで年々減少傾向であるが、未だ高額の未償還額であるので、債権管理マニュアルに基づき、個人毎に滞納年数、滞納額の的確な把握を行い、今後さらに計画的に未収金の解消に努めるよう指導を行っているところである。
総務部私学文書課 （監査対象機関） 学校法人九州学院 学校法人九州女学院 学校法人九州女学院	学校法人九州学院 平成12年12月12日 学校法人九州女学院 平成12年12月12日	平成11年度の私立学校経常費補助金の交付に当たり算定に誤りがあったため、2学校法人に対し補助金2,491千円が過大に交付されていた。	補助金の額の算定の基礎に用いた数値に錯誤があり、全体的に金額の変更が生じることとなるもので、熊本県私立学校等経常費助成金交付要項第13条の規定により、平成11年度再配分増減額を平成12年度経常費助成金額で調整した。以後、チェック体制の充実を図り再発防止に努めることとした。

熊本県監査委員公告第十一号
 教育長から、平成十二年度第三次及び第四次定期監査の結果に基づく改善措置の通知があつたので、地方自治法第百九十九条第十二項の規定により公表する。
 平成十三年十月十七日

同 同 同 熊本県監査委員
 児 山 白 松
 玉 本 石 島
 文 秀 和 紀
 雄 久 男 男

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置結果
高校教育課	平成12年8月8日及び8月18日	育英資金貸付金の未収金(28,549,952円)について、引き続きその解消に努めること。	電話や文書、家庭訪問による本人、保証人への督促のほか、出身学校に対しても、返還についての協力を依頼している。今後さらに解消に努めたい。
同和教育課	平成12年8月4日及び8月10日	地域改善対策高等学校奨学資金貸与事業の未収金(9,164,000円)について、その解消に努めること。	奨学資金貸与者の返還金未収者に対して、督促状を送付するとともに、関係市町村を通じ、家庭訪問、電話、文書により、本人・家族の状況を把握しながら督促を行うなど、引き続き未収金の解消に努めたい。
県立図書館	平成12年11月2日	備品購入は、会計規則に則った適時・適切な契約、執行を行うこと。	備品購入(図書)の契約・執行に当たっては、執行状況により一層留意し、適時・適切に執行することとした。
天草西高等学校	平成12年12月7日	部活動指導業務手当(平成11年4月~12年3月実績分39件)が平成12年4月にまとめて支給されている。	実績月の翌月に支給する。
松島商業高等学校	平成12年12月22日	県立学校証明書交付手数料が月1回にまとめて領収、払込が行われているが、現金収納であり、適時、適切な収納事務を行うこと。	熊本県会計規則第29条第1項の規定に基づき、速やかに払い込む。
熊本工業高等学校	平成12年12月8日	県立学校証明書交付手数料が月2回程度にまとめて領収、払込が行われているが、現金収納であり、適時、適切な収納事務を行うこと。	熊本県会計規則第29条第1項の規定に基づき、速やかに払い込む。
菊池養護学校	平成12年11月27日	旅行命令がなされていない出張がある。	熊本県職員等の旅費に関する条例第4条第1項の規定に基づき、旅行命令を発する。

熊本県監査委員公告第十二号
 平成十三年四月十七日から平成十三年四月二十六日までの間に実施した監査の結果に基づき改善措置を、地方自治法第百九十九条第十二項の規定により公表する。
 平成十三年十月十七日

同 同 同 熊本県監査委員
 児 山 白 松
 玉 本 石 島
 文 秀 和 紀
 雄 久 男 男

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置結果
保健環境科学研究所	平成13年4月19日	試験検査手数料の納付については、熊本県手数料条例第3条において、試験検査の申請時とされているが、一部において、申請後に納付させる方法が採られている。	全て、申請時に現金領収することとした。

熊本県監査委員公告第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成十三年五月十日から平成十三年八月十日までの間に実施した監査の結果を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十三年十月十七日

熊本県監査委員
 松 島 紀 男
 白 石 和 男
 山 本 秀 久
 児 玉 文 雄

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査執行年月日

監査対象機関	監査対象期間		監査執行年月日	
	部局名	機関名		
地域振興局	宇城地域振興局	平成12年4月～平成13年3月	平成13年5月24日～25日及び7月9日～10日	
	玉名地域振興局	〃	平成13年5月28日～29日及び7月16日～17日	
	鹿本地区振興局	〃	平成13年5月31日～6月1日及び7月12日～13日	
	菊池地域振興局	〃	平成13年6月4日～5日及び7月18日～19日	
	阿蘇地域振興局	〃	平成13年6月7日～8日及び7月23日～24日	
	上益城地域振興局	〃	平成13年6月11日～12日及び7月26日～27日	
	八代地域振興局	〃	平成13年6月14日～15日及び7月30日～31日	
	芦北地域振興局	〃	平成13年6月18日～19日及び8月2日～3日	

平成十三年十月十七日
發行所 熊本印刷
本
日發行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧
電話(代)〇九六―二八六―三三二
番社八



古紙配合率100%